

## 那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和6年8月26日(月)午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 木野 広宣 副議長 富山 豪  
議員 榊原 一和 議員 桑澤 直亨  
議員 鈴木 明子 議員 渡邊 勝巳  
議員 寺門 勲 議員 小池 正夫  
議員 小宅 清史 議員 大和田和男  
議員 花島 進 議員 寺門 厚  
議員 萩谷 俊行 議員 笹島 猛  
議員 君嶋 寿男 議員 遠藤 実  
議員 福田耕四郎

欠席者 議員 原田 悠嗣

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次長 秋山雄一郎  
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上及び発言者)

市長 先崎 光 副市長 玉川 明  
教育長 大縄 久雄 総務部長 玉川 一雄  
産業部長 加藤 裕一 商工観光課長 岡本 哲也  
商工観光課長補佐 水野 泰男  
インターチェンジ周辺開発推進室長 橋本 芳彦  
教育部長 浅野 和好 学校教育課長 会沢 実  
学校教育課長補佐 生田目綾子

会議に付した事件

(1) 議会運営委員会委員長報告

- ・令和6年第3回定例会について
- ・茨城県市議会議長会第1回議員研修会について
- ・那珂市議会ハラスメント防止条例について

…委員長報告のとおりとする

(2) 那珂市部活動地域移行推進計画の策定について

…執行部より説明あり

(3) 那珂市「道の駅」基本設計業務の進捗状況について

…執行部より説明あり

(4) 委員長報告

・広報編集委員会

…委員長報告のとおりとする

(5) その他

・補正予算について

・令和5年度決算について

…事務局から説明

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

事務局長 それでは、皆様、おはようございます。

定刻になりましたので全員協議会のほうを始めさせていただきます。

本日は換気のため廊下側のドアを開放して行いますので、ご理解、ご協力よろしく願  
いいたします。

それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

閉会中、皆様には各常任委員会で視察また議員と語ろう会をやっていただきまして、あ  
りがとうございます。

本日の全員協議会は案件が2件ありますので、慎重な審議をお願い申し上げまして挨拶  
とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎  
内のテレビに放送します。会議内の発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔  
かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮願います。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は原田議員1名であります。定足数  
に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職  
務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので、挨拶をお願いいたします。

市長 皆様、おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し  
上げます。

さて、8月16日から17日にかけて本県太平洋沖を縦断しました台風7号につきまして

は、本市におきましては暴風雨による災害発生に備え早期に災害警戒本部を設置するとともに、市民の避難先としてふれあいセンターすがや並びに総合センターらぼーるに自主避難所を設置いたしました。また、市内の数か所におきまして倒木が発生いたしましたが、職員の迅速な対応により速やかに復旧するなど、今回の台風による被害は最小限に食い止められたと認識をいたしております。近年、日本各地におきましては自然災害による被害が多く発生しております。本市としましては、いつ発生するか分からない災害に対応するため、引き続き防災、減災対策の各種施策を進めながら、災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

また、先週21日から24日まで、2泊4日の行程でありましたけれども、中学生、5年ぶりに再開をしたオークリッジ市のほうに様子を見てまいりました。子供たち、非常に元気にやっております、5年ぶりにまた両市の中学生の交流が再開されてよかったなというふうに感じてまいりました。来年は35周年になります。ナッシュビルの日本総領事館の総領事もお出でになっていまして、民間を通してこのような交流が35年続くというのは非常に珍しいというお褒めの言葉もいただいてまいりました。グーチ市長にもお会いしまして来年のお話をしましたらば、ぜひ来たいな日本に、そういうふうな感触を私は感じました。来年に向けて、担当課中心にまた準備を進めてまいります。

また、議員の皆様におかれましては、台南市のほうとも締結しましたけれども、また台南市に足を運んでいただいている中でありますけれども、ぜひ機会がありましたらアメリカ、オークリッジ市にもぜひ足を運んでいただければ、そのような感想を持ってまいりました。失礼をいたしました。

それでは、本日の全員協議会でございますが、那珂市部活動地域移行推進計画の策定について、那珂市道の駅基本設計業務の進捗状況についての2件につきましてご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、大和田委員長より報告をお願いいたします。

大和田議員 それでは、先ほど開催した議会運営委員会の結果につきまして、ご報告をいたします。

議会第2委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、令和6年第3回定例会について等審議をいたしました。

本日の議会運営委員会、全員協議会共通の資料をご覧ください。

提出の予定議案は、一覧をご覧のとおり、報告が3件、条例の一部改正や補正予算などの議案が10件です。いずれも第3回定例会中に上程し、資料3ページの委員会付託表(案)のとおり各常任委員会に付託し、審議することに決定いたしました。また、資料

2 ページにありますとおり、本日の全員協議会での協議、報告案件は2 件であります。

次に、請願・陳情でございますが、今回、請願が2 件、陳情2 件が提出されました。申し合わせ内規に基づき、取扱いについては資料4 ページの請願・陳情文書表（案）のとおり決定をいたしました。5 ページ以降に写しを添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、一般質問ですが、一般質問は14名の議員から通告がありました。通告内容及び予定時間につきましては、資料の11ページから通告順に記載してございます。先ほど議会運営委員会で抽せんを行い、別紙一般質問順番表のとおり順番を決定いたしました。第3 回定例会においては、一般質問の日程を2 日間とし、9 月4 日は桑澤議員から渡邊議員までの7 名、9 月5 日は花島議員から笹島議員までの7 名ということで実施することを決定いたしました。

以上の決定事項により、定例会の会期日程（案）は、別紙のとおり、9 月2 日から9 月20 日までの19 日間とするべきものと決定をいたしました。議案質疑、討論の通告につきましては、会期日程（案）をご覧の上、通告される場合は遺漏のないようお願いいたします。

また、17 ページのとおり、今回の一般質問の通告内容につきましては、一般質問重複事項のとおり重複している内容がございます。該当する方は、申し合わせ内規に基づき、質問者間で調整をお願いいたします。

続いて、茨城県市議会議長会主催の第1 回議員研修会の開催になります。

今年は11 月18 日、19 日に開催予定であります。詳細な内容については通知が来ておりませんが、今定例会中の総務生活、産業建設、教育厚生 of 3 常任委員会において出席者を選出していただきますようお願いいたします。

次に、那珂市議会ハラスメント防止条例の制定についてになります。

8 月20 日、那珂市議会ハラスメント防止条例の制定について、議会運営委員会で協議を行いました。6 月25 日に議員のコンプライアンスについて議員勉強会を行い、当議会でも条例制定を考えるべきではないかとのことで、資料のとおり制定することを考えております。修正等の要望がございましたら、9 月3 日までに事務局まで申し出ていただきますようお願いいたします。なお、9 月定例会最終日に議会運営委員会から発議で提出する予定になっておりますのをお知りおきください。

以上、ご報告をいたします。

議長 議会運営委員長の報告が終わりました。何か確認したいことございますか。

小宅議員 ハラスメント防止条例につきましては、これ議会運営委員会として上げるということなんですか、それとも議員の個人として連名で上げるということ、どちらでしょうか。

大和田議員 これは議会運営委員会から発議で提出することになっております。

小宅議員 そうすると、全員協議会とかを全部飛ばしていきなり本会議に出すので、それまで

に意見のある人は出せと、そういうことの判断でよろしいのでしょうか。

大和田議員 意見がございましたら今でも結構ですので、ご意見をお願いいたします。

議長 よろしいですか。

笹島議員 何で、この意図が分からないんですけれども、それを教えていただけますか。

大和田議員 6月25日にコンプライアンスの議員勉強会を開催しまして、今社会の多様性の中、やはり時代に合ったコンプライアンス、またハラスメントというのは非常に取りざたされています。マスコミにおいても、今では兵庫県知事の話になると思いますが、そういった社会からの目が、非常に厳しい目が向けられている中、我々も律して宣言をして、我々はハラスメントを未然に防止しながらしっかり政策を進めていくということを宣言するという条例になっていようかと思っておりますので、ご確認いただければと思います。

笹島議員 なぜ我々議員を縛るようなハラスメントをそういうふうにして、要するにほかの市町村でもやっていないと思うんです。時期尚早だと思うんです。やはりグレーゾーンがあって、モラルの問題であって、我々で条例つくって我々の首を絞めるようなことは絶対やってはいけないと思うんです。何でそういうことを提案しているのかなと、それ自体が間違っている。

大和田議員 この議論中の白熱したヒートアップって、それはもうそれぞれ、我々は議員なのでそれはあるんですけれども、それ以外にも、やはりハラスメントというのは非常に今の多様性ある社会の中で取りざたされている。縛っているというお話がありますけれども、どちらかというと守っているとか、今回もこの条例は、皆さんが思うのは多分議員が職員を何かハラスメントをするということもありますが、例えば議員間もそうですし、市長から我々がハラスメントを受けることもあるかもしれないし、様々な我々でも案件が考えられるということが、すみません、市長はそういうことはないでしょうが、それを未然に防止する、それをちゃんと宣言をして、我々は毅然として議会で議論を行っているのを宣言する条例だと思っております。

笹島議員 あのね、事件、事故があったわけじゃないんで、わざわざその辺のことを想定しているというモラルの問題であって、我々自身の議員の考え、行動を尊重してほしいのよ。わざわざ条例なんかつくる必要はないわけですよ。余計なことをするなという意味なんです、私の言いたいのは。

小宅議員 先ほど議会運営委員会の委員長からのご説明では本会議に出しますのでということでしたが、私としては今のまま出されても、これは賛同しかねるなという内容で目を通させていただきました。やはり、議員が自分の身を縛るというようなことになった場合は、やはり議員間、そして議員から職員もありますけれども、逆も当然ありますので、職員から議員、それから有権者から議員というようなものまで含めた、いわゆる条例ですので、条例といったからには議会だけの話ではなくて市全体を包括する話になりますので、そういったことまでちゃんと考慮した上での条例の制定という形にしなければ、今のま

まで、議員だけというような内容だったら内規でいいんじゃないですかと言わざるを得ないというふうに思っております。

渡邊議員 私も小宅議員の考えと同じなんです。先ほど委員長のほうからコンプライアンスの研修の中でこういう話もあったんだという話です。コンプライアンス、今問題になっていることも含めるのであれば、あえてこの条例だけを単体で出す必要はなくて、今既に倫理条例というのがありますので、その中に組み込むという方法も一つの方法ではないのかなと思います。わざわざ単独である必要はないだろうと。あと、小宅議員が先ほど申しましたように、議員だけ、本来だったら双方のものにするべきなのに、今だと議員だけが自粛しなさいね、自制しなさいねというような内容になっているふうにこれ読めるんです。となりますと、内規でいいんじゃないですか。条例化する必要はないんじゃないかなというふうに私も思います。条例化するのであれば、きちんと全てのものが網羅できるような形にする、本当に先ほど小宅議員が言いましたけれども、市長からパワハラを受けるとか、職員からパワハラを受けることもないとは言えないと思うんです。となれば、それは受ける人の感覚ですから、私はこの人からパワハラを受けたと言えればそれはパワハラになってしまいますんで、そういうことを網羅するような内容まで含めるべきじゃないかなと私は思います。

以上です。

花島議員 私は、ハラスメントを防止するのはいいと思うんですが、だけれども何をもってハラスメントとするかというのはめちゃくちゃ曖昧で、今おっしゃったようにハラスメントを受けたと思ったらハラスメントなんていう話になったら、これはもう問題外と私は思うんです。結構議員同士でも議員と職員の間でも厳しいやり取りというのはあり得るわけで、それをハラスメントのところに持っていかれちゃうとどうかなと思うんです。いろいろ書いてあるんですが、まだちゃんと読んでいないんですけれども、ごちゃごちゃ書いて、これはこれに相当するだろう相当しないだろうという話になるんですかという、いいんですかと、そういうことが、正直思います。私自身、議員じゃなくて仕事のとときに結構業者をどなりつけたことがあって、そのときはこちらが言っていることをちゃんと考えもせずがいい加減なことを言ってきたからどなったんですけれども、それをハラスメントと言えればハラスメントなのかなと、向こうから言われたら、そういうふうに思ったならハラスメントだと言われたら、ちょっとそんなの、だから何なんだよと言いたくなっちゃんです。我々、言葉遣いとかやり取りにそこそこ気をつけなきゃいけないとは分かるんですけれども、条例で事細かく書くことかなというのを疑問に思っています。もっとちゃんと読んでから賛否は考えたいと思います。

遠藤議員 ちょっとまだよく分からないという段階での、これむしろ、委員長に質問なんですけど、これは議会提案として、議会が自らつくる条例として考えていると、まずそういうことですか。議会として、自ら議員提案でつくる条例として考えているということですか。

か。

大和田議員 そのとおりです。

遠藤議員 そうなると、我々那珂市議会で過去やったのは、那珂市議会基本条例なんかは議員提案でつくった、我々がつくった条例なんですよ。あれというのは何回も何回も我々が議論をして、議会としてどういう在り方がふさわしいのかというのをしっかり議論を重ねた上で、一つ一つ条項も検討した上で特別委員会をつくってやったものなんです。議会提案、議員提案でやるという場合は、これ議員自らつくる条例ですから、どの条項も全て議員は落とし込みをして、市民から、これ何でこういう条例つくったのと言われたときに全議員が答えられなきゃいけないんです。当然執行部提案でもそうですが、特に議員提案というのはそういうもんなんです。だから、そういった意味では、僕はちょっと細かい説明は受けていませんが、まず議会運営委員会でどれぐらいの話合い、議論を突っ込んで、重ねて、提案してきたのかを伺いたいです。

大和田議員 どのぐらいというところであれですけども、まず6月25日にコンプライアンスの研修を受けて、回数とか時間とかというのはちょっと大まか過ぎてあれなんですけれども、こういった中ではやはり中身では議員自ら律することによってということで、やはりハラスメントを、花島議員の話にちょっと、答えと一緒にしてしまうんですけども、ハラスメントってどのようなものかというものも、それはもちろん議員勉強会でいろんな案件があって、全て網羅してしまうというのも恐れるけれども、この第4条なんかの話では結構話になって、やはり相談窓口を設ける、設置するものとする、また市長が定める相談員から求めがあったときは必要に応じて情報の共有及び相談等の対応を行うということで、未然に防止しながらも、どこか窓口がないと、第三者が検討できるところを設けなければこれ先に進まないというところですか、第5条では、やはりハラスメント審査会を設置するというので、設置できるなんていう話だったんで、設置しっかりして第三者からハラスメントというのは何かというのも含めて、そういうことができる。これまでもハラスメントと思われることが過去に例がなかったわけでは、今の時代に合わせればかもしれないですけども、あったので、そういったものを第三者から見る必要があるよねということをもまずこの条例には重きをおいてうたったと。そして、我々自らがそういったものを行っている、宣言するという形での条例化というのを議会運営委員会では煮詰めたところですよ。

遠藤議員 ということも初めて今伺いするわけですし、これ多分1条1条ちゃんと突っ込んで議論しないといけないと思うんですよ。というのは、今これ出てきている状況というのは、本来議会運営委員会のメンバーに今聞けばどの条項の中の、例えばこの相談窓口ってどういう人になるんですか、こういう審査会というのはいつどういう条件で誰が委員になるんですかというのを答えられる状態になっていなきゃいけない。そういうもんなんです、議員提案の条例というのは、僕はそういうふうに理解をしています。だから、

これはどうなんですか、この後、議会運営委員会のあれだから、この後最終日とか本会議にぼんと議案として出してきて賛否を問うような形になるんですか。

大和田議員 今日何かしら皆様からご意見をいただくのかなとかというのとか、あと報告にもありました、9月3日までいろいろなお話が出てくればという話だと思って、その後、最終日に上程できればいいなということを議会運営委員会で報告しています。

遠藤議員 これは僕の所感ですが、まだ説明も受けていないし、議論もしていないし、そもそもハラスメントの定義もいろいろと多分やらなきゃいけないんだろうとっていて、この原案自体もどこでどうやってできてきたかも分からないんですが、そういうところはやっぱり少しきっちり話を合して、那珂市議会でもなぜこのハラスメント条例が必要なのかというところからきちんとそれぞれ我々で落とし込んで議論をして、つくるならつくったほうがいいんだろうと思いますが、まずつくる過程にちょっと今疑問を呈しているところですが、いかがですか。

大和田議員 ご意見ありがとうございます。

花島議員 条例で、簡単な質問なんですけど、先ほど、今話があった第4条で窓口の話がありまして、議長がいろいろ動くんですが、これってふだんから、条例がなくても議長がやる、窓口はともかく、審査会とかああいうのは別だけれども、議員の若干不適切に近い言動に対して議長が注意するとか考えを聞くというのはふだん議長がやることと違うんですか。

大和田議員 ものによって、多分議論中のとか、この中、例えばこの会議の中であればそういったことだろうけれども、それ以外に、例えば、もしかしたら、女性議員もいる中でどこかセクシャルハラスメント的なものが議員間であったとか、そういうときは、やはりどこに相談していいかというのと、やっぱりこれが、議長が当該の人になる可能性もあるので、やっぱり第三者としてのどこか、事務局になろうかと思うんですけども、設置することが必要ではないかということになっております。

議長 よろしいですか。

ほかございますか。

鈴木議員 先ほど渡邊議員のほうから職員からのということがあったんですけども、それが入っていないとおっしゃっていたんですけども、第5条を見ていただくと、職員からのハラスメントに対する相談というのもこちらには入っております。あと、花島議員が何か言われてどなりつけるのはハラスメントじゃないのかということなんですけれども、私自身はどならなくても伝えることはできる、そういったコミュニケーションをしたい、できることだと思うので、先ほどおっしゃられたのは、やっぱりどなりつけるということは、その方はどう思うのか分からないんですが、ハラスメントとを感じる方も、多いのではないかなと思います。

渡邊議員 先ほど鈴木議員のほうから第5条に入っているというふうに言われたんですけど

も、この第5条の条文は、議長は議員または職員等からハラスメントに関する相談の申立てを受けたときということで、議員が職員からハラスメントを受けたという前提にはなっていないじゃないですか。

鈴木議員 誰からというのが入っていない、議員が誰からというのは大きく捉えているところだと思います。議員からと言われているわけではないのでという認識でいます、私。

渡邊議員 となりますと、第1条の目的が、議員間のハラスメント及び議員から職員等に対するハラスメントを防止するためと書かれているんです。目的と今の解釈の話が全く違うような形で、拡大していいというふうに定義づけもされていないでいっちゃうんじゃないのかなと思います。こういうような、内容がきちんとしていないのであれば、もっと議論すべきじゃないですか。それを、先ほど、一番最初、9月の最終日に上程をしてという話だったんです。そうですね、委員長。

大和田議員 はい。

渡邊議員 となれば、内容もきちんとしていない、先ほど遠藤議員も言いましたけれども、内容がきちんと整理をされていない中で議会運営委員会のほうから上程をされたという形になると、これって可決される可能性は全くないんじゃないかと思うんです。分からないですよ、これ分からないですけれども、私の私見で申し訳ないんですけれども。であれば、もっと内容を精査して、要は議論をして、お互いが納得できるような形にした上で提出すべきではないのかなと思います。

大和田議員 ご意見がいっぱい出てくる予定というか、出てくるかどうかも分からなかったので、今回全員協議会で報告して意見をいただいてよかったと思います。ご意見、非常に承りましたので、再度いろいろと検討しながら、濁しますけれども、しながら進めていきたいなと思いますので、ご了解、今回の意見、ありがたく頂戴いたします。

笹島議員 何でも簡単に条例を、やっぱり本当に重みがあるものなので、時間をかけて練って、議会運営委員会だけでこれごちゃごちゃやったんじゃないの、これ。そうじゃなくて、全員がいるんだから、我々の中で。それで一人一人の意見を聞いて、しっかりした、やるんだったら条例をつくるということやる。いとも簡単に、この前も何か、今言っていた何とか先生のあれで触発されたような考えではないと思うんだけど、そういうものではないですよ、やっぱり。もっとじっくり考えて、半年でも1年でもいい、よりいいもの、よその市町村はどうかとか、いろいろ。そんないとも簡単にするものじゃない、条例というのは。というのですけれども。

大和田議員 ですので、多分今日初めて、しっかりと条文を読んでいない方もいらっしゃると思いますので、まずは条文をしっかりと読み込んでいただいて、先ほど報告のとおり、9月3日までにまず事務局にいろいろと条文とか、こんなふうにしたほうがいいんじゃないか。多分、先ほど言ったのはそれまでにどうだからこうだという進め方ではないですけれども、まずはお読みいただいて、そのご意見も参考にしながら進めていきたいと思

いますので、ご了解いただければと思います。

遠藤議員 1点だけ、内容について。僕、この今ぱっと見て第6条がすごく問題だと思っています。これは、ここまで厳しい、義務規定をする必要はないと思います。講じなければなりませんよ、これはかなりきついよ、条文としては。講じることができるという可能の文言にすることはできる。これは状況に応じて議長が選択できるんで、講じることができるとすれば。ただ、講じなければならないということは、もう選択の余地がなく義務なんだよ。議長にも義務を課しているんで。この義務規定にまで本当にすべきかどうか、議会運営委員会できちんと議論をしたのかどうか。そこも含めて、もうちょっと1条、1条を見ていけば多分これからいろいろ出てくると思うんですが、第6条だけかなり、これは相当厳しいから、議長も相当これは義務規定課せられますよ。だから、ここまで那珂市議会としてしていいのかどうか含め、ちょっとまずここを議論したほうがいいと思います。

以上です。

小宅議員 確かに議員上程は、議員提案は2人以上いれば上程はできます。ただ、議会運営委員会として出すのであれば、やはり議会運営委員会は私たちが代表として議会運営のいろいろなものを取り決めてもらっているというような意識でおりますので、しっかりとみんなの意見を吸い上げた上での上程をしていただきたいというふうに願います。よろしくお願いたします。

花島議員 大和田委員長の答えの前に言ったほうがいいかと。私自身はハラスメント防止のために何かのアクションをするというのは賛成なんですけれども、今回こういうこと細かな条例をつくることには賛成できません。なぜかといったら、そもそもハラスメントの定義とか、さっき僕がやったことをハラスメントだと言われても、だから何なんだよと言いたくなるんです。それは事情があるんですよ。こちらの言ったことをちゃんと検討しないでいい加減なことばかり何度も繰り返したから、いい加減にしろと言ったわけです。そういうこともあるわけです。市でもありますよね、何か形式的なはぐらかしを職員がやったり、議員がやるかもしれないんだが、そのときに少々大きな声を出したりとか言っているのをハラスメント違反だと。ハラスメント違反かもしれないけれども、ハラスメントだと言って議会が騒ぐことが正しいとは私は思わない。だから、ある程度不満というか、押さえようという気持ちは分かるんですが、何かあたかも世間がすぐハラスメントだというのを全部ハラスメントだとして、何かそれがけしからんと、好ましくないぐらいはいいんだけど、けしからんといって何か条例で決めて対処するのは、僕は賛成できません。だから、何のためにというのは書いてあるんですが、どういう範囲をやるかというのはもうちょっと緩い形で検討してから、もし条例にするなら条例案をつくっていくということがいいと思うんで、今のまま、このまま提案されたら、多分僕は反対することになるんで、逆にそうなるとハラスメントを防止しようとする趣

旨から外れちゃうんじゃないですかと言いたくなるんです。通るかもしれませんがね、今反対の意見何人かしかいなかったから、でも通らなかった場合によくないんじゃないかな、かえって、と思います。

以上です。

大和田議員 ご意見ありがとうございます。まさにハラスメントというのは、この間の勉強会もそうですけれども、マルハラとか何か聞いたこともないハラスメント、この社会情勢の中でいろいろ出てきます。そういったところで線引きするというのは非常になかなか難しいところではありますけれども、防止する、それを本当に線を引いてどうこうするというよりかは、どちらかという我々が律してそういったハラスメントに関する、もちろん議員一人一人の倫理観というのがやっぱりもちろんなんですけれども、そういった議論の中で、ちょっと過程の中でというところがあって、そういった中でもやっぱり窓口を設け、第三者が入れてという、そういったところで制定が望ましいのではないかと思いましたが、小宅議員のとおり、誠実にということであればということで、様々なご意見をちょうだいしながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

議長 よろしいですか。

(なし)

議長 ほかにないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時31分）

再開（午前10時32分）

議長 再開いたします。

続きまして、那珂市部活動地域移行推進計画の策定について、執行部より説明願います。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。ほか1名が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

全員協議会資料、那珂市部活動地域移行推進計画の策定についてをご覧いただきたいと思っております。

中学校の部活動は、子供たちのスポーツ、文化芸術に親しむ機会の確保や自主的、主体的な活動を通じた社会性の育成など心身の健全育成のために大きな役割を担ってきました。しかしながら、少子化や教職員の働き方改革などにより、これまでのような形で活動を維持することが難しくなってきております。

このような中、国では令和5年度からの3年間を改革推進期間と位置づけまして部活動

の地域移行を推進していることから、本市における地域移行のあり方を示すため、この推進計画を策定するものでございます。

1、これまでの経緯でございます。

検討委員会や推進協議会の開催、アンケートなどにより計画案を検討してまいりました。

2、計画の主な内容でございます。こちら、項目のほうを上げてございますけれども、この後概要のほうで説明をいたしたいと思っております。

ページおめくりいただきまして、3、今後の予定です。

今回の全員協議会への報告の後、パブリックコメントの実施、その後市教育委員会定例会での議決などを経まして、今年中に公表ということで完成したいというふうに考えております。

計画の内容につきましては、概要版と計画書本体のほうを資料でおつけさせていただいております。内容につきましては、3ページの概要版のほうをご覧くださいと思います。

一番上の囲みの部分です。はじめになります。

こちらは、冒頭申し上げました地域移行が必要な背景などにつきまして記載しております。

その下になります。

1、総論といたしまして、国・県の動向と本計画の位置づけを記載しております。

国の動向ですが、スポーツ庁、文化庁をはじめ、中央教育審議会や国会、地域移行に関する検討会議などから、部活動について、学校における働き方改革の観点も含め、地域移行に向けた方向性が示されてまいりました。県からも、国の動向と歩調を合わせまして、通知や提言のほうが出されております。

その下、2、本市の現状と課題になります。

(1) 生徒数ですが、少子化の影響により減少が続いておりまして、10年前と比較しますと16%弱が減少している状況となっております。

(2) 部活動数でございます。

こちらも10年前と比較しますと休部や廃部などで4つの部が減少しております。部活動は存続していても団体競技は単独でチームが組めず、他校と合同で大会に出場するなどの状況も発生しているところでございます。

(3) 部活動加入率です。

令和6年度は市全体で90%の生徒が加入しているというところで、高い割合となっております。学年が下がるごとに低くなる傾向も見られているところでございます。

(4) 活動の状況です。

生徒や指導者の適切な休養確保のため、活動時間や休養日については那珂市部活動の運営方針で定めております。活動時間は、平日は2時間、休日は3時間、合計11時間を上

限としております。また、休養日については、平日、休日ともに1日以上、合計週2日以上設けることとしております。これらの方針は、国のガイドラインや県の部活動運営方針に沿った形で設定しているものでございます。

(5) 教職員の時間外在校等時間の状況でございます。

月当たりの時間数は中学校のほうが多くなっており、休日の部活動の対応が要因の一つになっているものと考えております。また、経験や知識のない競技の顧問となり指導する場合もあり、教職員の負担感につながっております。

(6) アンケートによる現状調査でございます。

地域移行を進める上で、現状やニーズを調査するため、3年生以上の小学生及び中学生、教職員を対象としまして、今年5月に実施いたしました。

全体の考察となりますが、部活動へ入るかどうかが決めかねている小学生も成長過程で先輩の活躍を目にして自分も部活動をやってみたいと考え、中学生になると加入率が高くなるものと思われまます。現在は、加入自体は任意となっておりますけれども、多くの中学生が加入していることから、部活動の存在や意義が大きいと捉えられていると考えております。休日につきましては、部活動以外の過ごし方をしたいというような希望も多くなっておりまして、過ごし方が多様化していくことが想定されますが、引き続き部活動を希望している中学生も半数程度いることを踏まえ、部活動と同様に活動できる機会を整備することも重要かと思われまます。

教職員については、現時点では地域移行をしても指導をしたいと考えている割合は少なくなっておりますけれども、今後、種目や条件を整えば指導したいとの希望者も増える可能性もありますので、兼職兼業のしやすい体制を整える必要もあるかと思われまます。

その下でございます。

3、本市の地域移行についてでございます。

本市の部活動の現状やニーズなどを踏まえまして、本市としてどのように地域移行を進めていくのかというところになります。

(1) 基本的な考え方でございます。

基本的な考え方としまして、4つほど掲げております。

まず1つ目でございます。これまで行われてきましたスポーツ、文化芸術活動に将来にわたり親しむ機会の確保でございます。2つ目は、本市の地域資源、これは現在活動している団体などがございますけれども、この地域資源を活用して、持続的に子供たちを支えていくことです。3つ目は、単に学校から部活動を切り離すということではなく、地域全体でスポーツ、文化芸術活動に親しめる社会の実現を目指してまいります。4つ目は、教職員の意思、これは地域クラブになっても指導をしたいというような意思を指してございますが、そういった意思を尊重した上での働き方改革の推進でございます。

これらの考え方を基にしまして、(2) 取組の方向性でございます。

本市で既に活動している団体などの地域資源を活用しまして、2つのパターンで進めていきたいというふうに考えております。

1つ目、①でございますけれども、活動団体が市の推進計画や部活動の運営方針などに即した形で、部活動に近い形で活動を行う方法でございます。本市では、この①のパターンを地域クラブと位置づけたいというふうに考えております。種目などによっては団体の確保や合意形成、条件整備等においてばらつきが想定されることから、準備ができた部活動から段階的に休日の活動の地域移行を進めたいと考えております。移行するまでの間は、合同チームなどでの地域連携を進めてまいります。

2つ目、②でございますが、独自の規定により現在活動している団体。これは民間の教室ですとか道場、サークルなどでございますけれども、現在そのまま運営しまして、そこに子供たちが参加する方法でございます。この②のパターンにつきましても、子供たちの活動の場の一つにはなりますので、子供たちが選択できるよう支援してまいりたいと考えております。

(3) 推進体制でございます。

スポーツ団体や文化芸術団体、学校、保護者等の代表によって構成されます那珂市部活動地域移行推進協議会を通しまして関係者のご意見を聞きながら推進をしてまいります。この協議会でございますけれども、7月末に設立となります第1回目の会議を開催したところでございます。

続いて、右側に移ります。

4、地域クラブの活動指針でございます。

先ほどご説明いたしました①のパターンを地域クラブと位置づけいたしますけれども、その地域クラブの指針となるものを項目ごとに示しております。主な項目のみご説明いたします。

(1) 対象者でございます。

市内のみならず、市外からの中学生も参加可能でございます。

(2) 実施主体でございます。

現在活動しているスポーツ団体や文化芸術団体のほか、保護者などが新たに設立することも想定されてございます。

(3) 地域クラブの認定です。

実施主体となる団体は既存や新設は問いませんが、学校との連携や指導体制の構築、規約などで適切な運営を行っていることや、各種ガイドラインの順守などについて確認をいたしまして、市教育委員会が認定をいたします。認定期間を3年程度設けまして更新することといたします。

少し飛びまして、(9) 保護者負担でございます。

地域クラブが将来にわたり自立した運営をするためには、参加者の会費が必要となりま

すけれども、なるべく参加しやすい金額となるよう努めることといたします。また、市としましては、経済的に支援が必要な世帯への支援策も検討してまいります。

続いて、5、移行スケジュールでございます。

令和5年度から令和9年度までを表に示しております。上のほうに国・県、その下に市と示しております。

今年度の市の取組でございますけれども、市の欄の一番上になります。那珂市部活動地域移行推進協議会の開催、検討がございます。7月に第1回目を開催いたしました、今年度はこの後2回程度開催を予定しております。

その下です。推進計画の策定でございますが、これはただいまご説明しております本計画でございます。今年度中に策定をしまして、次年度以降は状況の変化等に合わせまして必要に応じた見直しや修正をしております。

その下でございます。モデル事業の実施でございます。

今年度は軟式野球部について、モデルとしまして先行して休日の活動を移行してまいります。モデル事業を通して課題点などを検証し、他の種目につなげていければというふうに考えております。

その下でございます。受け皿となる団体の募集、こちらのほうを継続して行っております。

本市としましては、今年度のモデル事業を第一歩としまして、他の種目へ拡大し、準備ができた活動から地域移行を順次進めていきまして、令和9年度中には休日の活動の完全移行を目指すことを目標といたしました。6月から8月としておりますのは、総体が終わった段階が一つの区切りになると考えているところでございます。

国・県におきましては、改革推進期間を令和7年度までとしてございますけれども、本市におきましては、そこに合わせるのは本市の現状を見ますと厳しいというふうに考えております。

また、令和8年度は休日の取組状況を検証しながら、平日の活動の地域移行についても準備を始めるところも予定しております。

推進計画についての説明は以上でございますけれども、現在の地域移行についての進捗状況のほうを補足させていただきます。

5月の全員協議会でご説明した内容の進捗のご報告となります。

1つ目でございます。先ほども説明の中で出ましたけれども、那珂市部活動地域移行推進協議会の設立についてでございます。第1回目の協議会を7月30日に開催しまして、設立とともに協議のほうも行っていただいたところでございます。構成委員は、先ほどの説明で少し触れましたけれども、スポーツ団体や文化芸術団体、学校、保護者等の代表の方など15名で組織したものでございます。第1回目の協議内容でございますけれども、ただいまご説明しておりますこの推進計画案や地域クラブの認定などにつきまして、

それに加えて今年度実施のモデル事業などにつきまして協議をしていただいたところでございます。

続きまして、今年度実施するモデル事業についての進捗の状況の説明でございます。

部活動の地域移行、休日の地域移行について、本市に合った取組となるよう、軟式野球について試行して検証をしております予定でございます。実施団体は、那珂市軟式野球教室、NBFJでございます。活動日は、土曜日または日曜日のどちらか週1回でございます。活動時間は、準備、片づけを除きまして、1日当たり3時間となります。活動場所につきましては、なかLuckyFM公園、あるいは那珂三中のグラウンドなどを予定しております。会費でございますが、月額3,000円となります。また、保険代として加入時に1,000円がかかります。活動場所の往復につきましては、各自の対応となります。この事業が始まりますと、学校での部活動は、練習試合等を除きまして、休日には行わないということになります。

なお、実施の開始でございますけれども、当初9月からということで予定して準備を進めてまいりましたけれども、先週、野球部の保護者説明会のほうを行いまして、その中で、開始時期のほうは伝わり切れていなかったというようなことが判明いたしまして、またその中で9月の新人戦なども非常に心配するお声のほうも、ご意見もいただいたところでございます。それらのほうを踏まえまして、まだ正式には決まっておりますけれども、今後、校長、代表などと小委員会というような組織の中で開始時期のほうを検討させていただきまして、10月以降に開始できればということで、少し先延ばしのほうを今考えているところでございます。

なお、このモデル事業の成果や課題につきましては、アンケートや、あるいは実施団体、学校へのヒアリングなどを行いまして検証してまいりたいというふうに考えてございます。

説明のほうは以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

大和田議員 ちょっとお伺いしたいんですけども、先ほどの説明、保護者負担、参加しやすい金額での会費負担とあるんですけども、これは市が設定するということですか。

学校教育課長 活動団体ごとの設定にはなると思っておりますけれども、今回の検証事業で、今回の団体のほうは3,000円ということで設定しておりますけれども、そういったことの検証の中で持続が可能な金額なのか、あるいは金額の高い低いも含めて検証していきながら、他の団体の一つの目安になればというふうに考えております。

以上です。

大和田議員 進んでいって、中学校では野球部がこっちは3,000円で、こっちは5,000円ということ考えられるということですか。

学校教育課長 同じ競技で幾つもしかして受け皿とする団体ができるとなれば、多少その辺の違いというものと、あるいは競技によっても金額の違いが出る可能性はあるかなというふうに思います。

以上です。

大和田議員 今度はその実施の団体を募集する際には、そういったところが判定基準というか、おかしいですけども、例えば那珂二中の野球部に2個も団体が入ってきて、こっちは3,000円取るけれどもこっちは2,000円だよといって、それが判定材料になったりするというのはあるんですか。

学校教育課長 金額そのもので例えば地域クラブとしてこちらが認める認めないというよりは、きちんとした運営がされているかというようなところとか、規約とかできちんとした運営ができるかどうかの決まりをつくっているかどうかとか、あるいは営利目的ではないというのも判定の基準の中には入っていますので、そういった金額もそういったところで、一つの材料にはしながら判断していくということになるかなというふうに思います。

大和田議員 何か大きい団体、サッカーとか野球とかだとちょっと話は分かるんですけども、ちょっと文化的な部活動、例えば吹奏楽部とか、絵とかもあるのかな今、美術部とかもあるのかな、そういったものはどのように、お金も含めて、費用負担も含めてどんなふうになっていくのかという。

学校教育課長 文化部もその団体が運営できるような会費というものは設定してあれば、その金額が妥当かどうかという判断にはなろうかとは思いますが、ちょっと文化部だから高くてもいいのかとか、もっと安いはずだろうというようなところまでの今ちょっと判断の材料もないというところなので、今後文化部の団体が出てくれば、そういったところもちょっと精査していくようかなというふうには思っています。

大和田議員 まだまだちょっと途中だという感じだと思うんです。ちょっと最後に、この就学援助対象世帯への支援を検討という、これは市で出すということですか。

学校教育課長 就学支援自体は補助も入っているところでございますけれども、国のほうでもその制度としてこの就学支援の中にも含めるのか別枠にするのかというのを検討しているところというふうに聞いておりますので、市としてもそういった情報を注視しながら、どういった方法がいいのかというのを検討していきたいというふうに考えております。

大和田議員 ありがとうございます。

議長 ほかがございますか。

寺門勲議員 2点ほどお伺いたします。

会沢課長には何回か那珂市軟式野球教室のNB F Jのほうに足を運んでいただいて現場の状況なんかも確認していただいているようですけれども、ちょっと2点だけ確認させていただきます。

教職員で地域移行後も地域クラブで指導に当たりたいと考えている教職員もおられるよ

うで、教育長へ申請して、認められた場合、報酬を受けて従事することができるようですが、その報酬の支払う先をお伺いいたします。

学校教育課長 地域クラブとなりますと学校の業務とはもう別枠になりますので、ただいま議員のほうからありました教育長に届け出てというようなところで、兼業というように扱いになる部分がございますので、そういった届出をしていただいて、教育長のほうが許可するような形での兼業というふうになりまして、そうなりますと、指導するに当たっての報酬的なものはクラブのほうからその先生に払われるというふうな体系になるというふうになります。

以上です。

寺門勲議員 もう一点ですけれども、地域クラブでも市部活動運営方針の活動中の留意事項として、熱中症防止のための事項の、暑さ指数31以上の場合活動を原則として行わないことが明記されておりますが、健康管理は今後どのような形で考えていくのかお伺いいたします。

学校教育課長 こちらの計画の中の地域クラブの活動指針の中でも（8）活動時の健康管理等ということでお示しさせていただいております、活動前や活動中の健康管理等を含めた留意事項ということで、適切な練習時間、休憩時間の設定、あるいは熱中症の防止のための暑さ指数等の確認や、それに伴う定期的な休憩ですとか塩分、水分の補給などというようなところでお示しさせていただいております、プラス学校の部活動の運営方針にも即した形でやっていただくというようなところで、計画内の事項を順守した上でやっていただくというようなところで考えております。

以上です。

寺門勲議員 8月20日に保護者説明会もございまして、その中でいろんな保護者からの意見も出ているようですので、今後そういった意見もしっかり考えていただけて行っていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 ほかがございますか。

（なし）

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩（午前10時57分）

再開（午前11時10分）

議長 再開いたします。

続きまして、那珂市道の駅基本設計業務の進捗状況について、執行部より説明願います。

商工観光課長 商工観光課長の岡本でございます。ほか2名の職員が出席しております。よろしく申し上げます。

着座にてご説明いたします。

本日ご報告する案件は、現在進めております道の駅の基本設計の進捗状況についてご報告するものでございます。

全員協議会資料1ページをご覧ください。

初めに、本年度の取組状況についてご説明いたします。

1、(1) 議会全員協議会報告でございますが、4月23日に開催されました全員協議会において、基本設計における建築アドバイザーとして藤森照信氏を招聘することについてご説明いたしました。

(2) 建築アドバイザー業務委託契約締結でございますが、4月23日、全員協議会への報告後に有限会社藤森研究室と契約締結いたしました。

(3) 基本設計に係るプロポーザルの実施でございますが、藤森氏と共同で基本設計を実施する設計業者の選定を行いました。4月24日から公募を行い、3者の応募がございました。5月31日にプレゼンテーションを実施いたしまして、その結果、水戸市に本社を有する株式会社エイプラス・デザインを契約候補者として選定しております。

(4) 基本設計業務委託契約締結でございますが、プロポーザルの実施により契約候補者となった株式会社エイプラス・デザインと6月13日に契約締結しております。

(5) 各種準備委員会開催でございますが、建設準備委員会を8月に1回、第三セクター設立準備委員会を5月、7月、8月の計3回開催しております。主な協議内容は、コンテンツの運営分類、藤森氏の構想案に対する機能の配置について協議を行っております。

(6) 参考道の駅視察でございますが、建設準備委員会と出荷者組合設立準備委員会合同で道の駅の視察を実施いたしました。視察先は、道の駅もてぎ、道の駅ましこ、道の駅しもつけ、道の駅グランテラス筑西の4駅になります。

続きまして、2、基本設計の進捗状況でございます。

別添資料をご覧ください。

今回藤森氏に依頼しておりました道の駅のパース図案をいただきましたので、ご紹介いたします。近隣にはない独創的没入感を感じられる建築物、ゾーニングになっております。藤森氏の思いについては、頂きました原文のままご紹介いたします。

「水戸は何度も訪れているが、その先的那珂は初めてだった。那珂川と久慈川という名高い川に両側を削られた大地の上に広がる田園地帯を午前から案内していただき、夕刻、道の駅の予定地に至り、印象深い光景に出会う。山の見えない平原に夕日が沈もうとしていた。太陽が東の太平洋の水平線から出て、西の地平線に入る、まさに日の立つ国。この平坦な地を高速道路で訪れる人がすぐ目に入るように、小さな南向きの山を建築をつくろう。その東から日が出、正面を照らし、西へと入る。こうして正面の姿は決まった。正面の背後に広がる平面はどう展開すればいいか。構造体は太陽が育ててくれた木

を使おう。環境上もいいと言われ始めているし。構造体の外側には焼杉を貼り、内側には漆喰を塗ろう。焼杉の黒と漆喰の白は意外と周辺の視覚的自然環境を壊さずに済む。パンダ効果。周りを回廊でつなげば分棟化した大きな全体が一つのまとまりを持ち、かつ中庭は子供たちの遊びの場や地域の人たちの集まりにも活用できよう。かくして外観と全体の配置が導かれた。」

以上のような思いから今回の道の駅構想に至っております。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、3、今後のスケジュールをご覧ください。本日、全員協議会で議員の皆様にご報告いたしまして以降につきましては、各種委員会の開催及び基本設計にかかる設計協議を実施してまいります。さらに、進捗状況にもよりますが、10月、12月に開催される全員協議会へ基本設計の進捗状況についての報告を予定しております。来年3月には基本計画を策定し、議員の皆様へ報告し、公表してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長 執行部より進捗状況の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

笹島議員 これひどいよな、これ美術館つくるんじゃないんで、商業施設って藤森先生に言っている。

商工観光課長 もちろん伝えてございます。

笹島議員 これ本当に申し訳ないけれども、公共施設で、我々、道の駅って商業施設だよな。これ商業施設と思える、風雲たけし城みたいな感じなんだけれども、分かりますか。こういうのに、イメージパース、A、B、C案って2つも3つもつくってくれないのか、これは。

商工観光課長 案についてはこれ1つだけとなっております。

笹島議員 必ずA案、B案、C案って、最低2つか3つはつくってもらわないと。その中からみんなチョイスするんでしょう。これでどうだと、これじゃ。それが本当なんです、商業施設をつくる場合。これ美術館ですから、やり直しですね。それから、あとB案、C案をつくってもらおうと。今でも遅くないですから、やり直してください、これ。

副市長 ありがとうございます。

商業施設ばくないというご意見でしたけれども、まだパースですので、またご承知のとおり、隈研吾さんの商業施設も同じようなこういった木造での建築スタイルになっているかと思えます。現在、これを踏まえて、まだ中のレイアウトとか大きさとか詰めなければならぬところがあるので、それを準備委員会のほうで検討しているところがございますけれども、商業施設としても、前お話ししましたように、近江八幡のラコリーナも木造的な外観をもって年間400万人が来ているというような建物になっていますので、この建物だけではなくて、中の機能も含めて、在り方をしっかり検討していきたいと思

っております。我々とすれば、やっぱり藤森建築を大事にしながら進めていきたいと。中身等については、これからしっかり詰めた上でいいものができるように頑張っていきたいと思っていますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

笹島議員 あれ、副市長、近江八幡は美術館でしょう、商業施設じゃないよね。何の商業施設。

副市長 たねやという和菓子中心のお菓子屋の商業施設になります。

笹島議員 こだわりがある施設でしょう、和菓子屋の。伝統文化があったそういうあれで、そここだわったあれでしょう。これ、違うじゃないですか。レストランが建設して行って、お土産屋があって、直売所があってという、道の駅のノーマルなあれでしょう。それを間違えないで、一つのこだわったお店をつくっちゃ駄目ですよ。いろんな施設が入ってくるわけですから。だから、外装も目立っちゃいけないんですよ。内装でいろいろこだわって行って、内容で高めていかなきゃいけないという。それちょっと間違っていると思いませんか、それは。

副市長 ありがとうございます。

たねやのラコリーナもレストランとかいろいろ入っています。そういう意味では同じだと思っておりますけれども。いずれにしても、先ほど言ったように、これをベースにしながら、中にしっかりしたものをつくり上げていくということがやっぱり大事かと思っていますので、ご理解のほどお願ひしたいと思います。

笹島議員 副市長、間違っている。これは複合施設で、いろんなものが入るといふ、ですよ。たねや云々じゃない、複合施設、レストランも入る。先ほど言った、お土産屋もある、直売所もある。だから、外観として個性を出しちゃいけない、中身の個性を出していかないかんでしょう。それがビジネスなんです。分かりますか、それ。これを、ご理解できますか、それ。できなければ結構ですけれども。

副市長 先ほど言いましたように、しっかりした中身、検討していかなければというふうに思っています。また、その一方で、最初からお話ありましたように、差別化した道の駅をしっかりつくるというのがやっぱり我々大事だと思っています。そういう意味では、こういった建物ですのご批判も当然あるんだろうと思っておりますけれども、我々とすれば特徴のある建物を第一にしながら、インパクトのあるものをつくっていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

笹島議員 建物で人を呼ぶというのは1回だけなんです。あと2回、3回リピートするのは中身なんです。これ見れば渡り廊下じゃないですか。小学校じゃないんで、要するに商業施設なんで、副市長、動線って分かりますか、消費者動線。いかにして次の部屋に次の部屋にと導いていかなきゃいけないんです。渡り廊下にしちゃったら、申し訳ないですけども、非常に回遊云々じゃないですよ、時間がかかり過ぎちゃってみんな飽きてしまっただけです。やっぱり消費者動線というのをお願ひください。

花島議員 進捗状況に対して質問じゃなくて、笹島議員と同じように意見を言いたいんですが、

聞きたいこともあります。

まず、里山のイメージというのを前から言われていたんですけども、この絵から見ると里山のイメージないんですよね。僕は里山って何だろうと考えたら、山って要するに2種類あって、小高いところと、あと林も山って言いますよね、茨城では。那珂市だとあまり山のイメージないのかと思ったら、林はあるんですけども、要するに見えないんですよ。木がぼっと立ってただの林だったら見えない。ですけども、大子町とかあっちのほうへ行くと緩やかな丘で、そこに木だの家だのあるのが見えるから里山らしいイメージになる。そこそこ管理されているところなんです。そういうことを考えると、これ壁のような、山の形、断面のような壁のような絵で何だか分からないというのが疑問です。それが1つ。

それから、これは先ほども動線の話があるんですけども、道の駅ですよ、つくるのは。私は、道の駅で大事な要素というのは駐車場と休憩場所だと思っているんです。商業施設で何十万人も来てもらうということはあまり無理に考えるべきだと思っています。そういうことで言うと、人が駐車場に来て、ついでにひよいと寄るということを考えたら、このパース図で駐車場は一体どこにあるんだろうと考えちゃうんです。この絵で見ると左上の辺りかなと思うんですが、そこから、さっきの動線の話ですが、右のほうへ行くのはちょっとどうかなと思います。それ、意見があったということで聞いてください。

もう一つは、焼杉を外材にというのが気になりまして、見かけは私好きなんですけれども、火災に弱いんですよね。簡単に火がつくんです。それってどういうふうに対処しているのかということ、今すぐ答えられないと思うんですが、今後の検討でこういう意見があったということを受け止めていただきたいと思います。

以上です。

商工観光課長 ご意見ありがとうございます。

まず、今回、この先生のパース図が敷地全体を埋めているわけではなくて敷地の一部であって、駐車場とかの位置関係につきましては、今ゾーニングが、先生の構想としましては、現在駐車場のレベル、高さは現在の田んぼのまま、ここの建物がのるところが小高くちょっと上がるように見えるということで、そういった意味と、あと山の形をしている正面のものでですけども、そういった形でちょっと里山的なものは出していると。現在、今回の全員協議会のほうにそういったゾーニングのほうも提出できればよかったんですけども、雨水の検討とか、そういった高低差、今の現状の田んぼの高さのままですので、そういった水の処理というものが本当に可能なのかということも精査しております。そういったところも出来上がった時点で議員の皆様の方にご報告したいと考えております。

焼杉につきましては、防火上はこの区域では焼杉の使用は可能だと。ただ、議員がおつ

しゃるとおり、火災のおそれとか簡単に燃えてしまうんじゃないとか、そういった話もごございますので、その辺は今後設計会社のほうと協議のほうを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

大和田議員 差別化を図ってこういう斬新なのをとというのは分からなくもないと思うんですが、ちょっと聞きたいの何点かあるんですけども、まず以前から話ししていた導入機能、いろんなものを導入すると言っていたんですが、このデザインで果たして導入機能、今までおっしゃられていたやつは導入できるのかなと思ったんですけども、お願いします。

商工観光課長 今回、先生の構想は4棟に分かれております。その中で必要となるコンテンツにつきましては今第三セクターのほうで検討しておりまして、この4棟にどういうふう配置をしていくか、もちろん動線も含めてですけども、その検討を今実際にやっているところでございます。

大和田議員 どちらかという建物はこの図が先で、その後導入機能を入れるという感じか。逆に導入機能がこれだけあるから先生がこうした、どっちが先でどっちが。

商工観光課長 導入機能につきましては、ある程度第三セクターのほうで絞り込んで、この機能を入れたいということで先生のほうには依頼をしております。

大和田議員 分かりました。何か前は全天候型子育て施設とか何とか言っていた。外にいろいろとか、何か、普通に思いましたし、入れるか入れないかは別として。また、先ほど来から山が何だかよく分からないんですけども、山みたいな壁みたいなものも分からないんですけども、そういったものはちょっと置いておいて。こういうのも含めてちょっと聞きたいんですけども、いろんな斬新なデザインができてきたというところで、小高い山にするとかそういうのも今聞いて、建築費なんかはどうなんでしょう。当初の予定より、この物価高も含めて、どのぐらい概算で上がっていく予定をしているのか伺いたいです。

商工観光課長 まず、建築費につきましては、現在先生と共同で設計をしていただきますエイプラス・デザインのほうで建築費を考慮しながら設計をしていると。また、今回エイプラス・デザインが選定された大きな理由としましては、やはり設計の段階からコスト削減に向けた検討を行うスキームを示してくれたということが大きなところでございました。

大和田議員 でも、山にするとか、造成まで含めたらというところもあると思うんですけども、当初の予定は25億円というぐらいの話していたんですけども、今正直どの辺の数字、物価高も含めて、予測しているのか伺いたいです。

商工観光課長 現在、先生の絵が正直上がってきましたのが7月中旬でございました。それに

対してゾーニングの検討、さらにはこれからの建築部材とかの検討というところに入てきますので今回の構想についての総工費というものはまだ出ておりませんが、エイプラス・デザインのほうでは26億円というものを念頭に入れながら検討はしていただいているところがございます。また、造成につきましては当初4.5ヘクタール全体を造成する計画でございましたけれども、今回先生の構想約1ヘクタールちょっとの造成しかない。擁壁というものもあまり検討しておらず、のり面での処理になってきますので、造成につきましてはある程度コストが削減できるのかなど。あとは回廊の部分であったりというところで若干面積が増えるかもしれませんので、その辺について、今後設計業者のほうと検討を進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

桑澤議員 今回、先ほど言われた商業施設をつくるというわけですから、一番大切なことは集客力を持たせることだと思うんです。そういう観点でいえば、やっぱり通常のデザインとかよくあるデザインの建物をつくっても正直失敗すると思っています。これだけ個性がある建物というのは人の印象に残るんです。予想を覆せば覆すほど人間って記憶に残るんですよ。だから、こんな道の駅は基本的に全国探してもまずないと思います。それだけで多分かなりのアドバンテージだと思います。藤森先生にお願いしている時点でまさにこういう世界観を出すという意味でお願いしたわけなので、通常のデザインをもしお願いするのであれば、そもそも藤森先生を使う必要はないわけですから、藤森先生を使う以上こういうデザインで印象に残る、なおかつこういう、もし利便性の高い建物をつくってもらえるのであれば、私はこれはすばらしいと思いますし、何よりもやっぱり那珂市はここに一つの大きな発信力のある、話題性のある、みんながこんな道の駅あるよということを言ってもらえるというのが一つ大きな、大事な要素だと思いますので、利益を出していかなきゃいけない施設ですから、まずはここ、もちろん中身はこれから詰めていかれるとは思いますが、中身、もちろん大事なんですけれども、中身の前のこの外観だけの今状況からいけば、非常にこれはすばらしいんじゃないかなと思います。質問ではないですけれども、一応そういう形で、意見として述べさせていただきました。以上です。

渡邊議員 すみません、私もちょっと意見というか感想になるかもしれないんですけど、このまずデザイン図を見たときに、インターチェンジから下りてきて下へ下がったときに一番先に山が見えてくる、もしくはひたちなか市のほうから来て高速道路の下をくぐって最初に目に飛び込むのがこの山の形、これ何だろうというのがすごいワクワク感が出るんですよ、まず。何だろうと入って行って、きっと駐車場へ止めて、車を止めてからこの山の中を抜けて建物のほうに行く、このトンネルを抜けていくときにまたすごい面白さが出てくるのかな。多分そうです、山の形があって、真ん中に通路があるんじゃないかと思うんです。そこを抜けて建物の中に入っていくと考えたときに、すごくこのワクワク感というのはあると思うんです。このワクワク感、先ほどの桑澤議員も言って

いましたけれども、やっぱりこういうほかにないようなものというのはやっぱりインパクトにも残りますし、那珂市の中に今人と呼べるもの、インパクトのあるものってあまりないと思うんです。そういうものを考えると、建物をやっぱりこだわって、あと、これから第三セクターのほうと内容について協議をしていくと、そこについての建物の中身というのは基本設計、エイプラス・デザインのほうである程度調整をしながらどういう形でも動けるのかなと思うんです。必要なものを考えた上で藤森先生がある程度つくってくれて、最終的にそれを具現化するのはいエイプラス・デザインのほうの設計業者のほうで形をきちんつく。建物も、これ多分前回のときに遠藤議員がおっしゃったかと思うんですけれども、1棟ではなくて分棟にして、それをおのおのつなぐような形がいいよという話もあったかと思うんです。むしろそれを、藤森先生と遠藤議員のほうの考えは全く同じだったというようなイメージで捉えて。これってすごく人と呼ぶのにはいいものじゃないのかなと私は思います。

あと、これからソフトについていろいろ考えられるんでしょうから、あくまでも今回の藤森先生の提案についていかがですかというふうに聞かれたときには、これは面白いですよ。これをいかに事務担当の方々がほかの要望を具現化して、いい形に持っていつてくれて、しかもコストは今造成のほうで随分抑えられるという話もありましたので、今後の動きについて注視しながら期待していきたいなというふうに私は感じたところです。

以上です。

寺門厚議員 藤森先生のこのパース図は、最初見たときにスタジオジブリがつくっていますトトロの世界にちょっと近いなという印象を持ちました。この辺で里山は田んぼと畑とため池と林で構成されていますので、実際に山というイメージというのはちょっと、先生はまた違うのかなという印象を持ったんです。この先生の文面にもあるように、私も先生がこちらへ実際に来られて何もイメージが湧かないということになるとえらいことになるなというふうな想像をしておりまして、果たしてここの那珂市にある里山のイメージってどう表現してくれるのかなということで考えますと、イメージどおりの表現にはなろうかと思うんですけれども、これ緑が少ないですよ。逆に山をつくるということでイメージを膨らませていただいたんだとは思いますが、やはりもう少し、意見になるかもしれませんが、緑が欲しいですし、あと全体、周辺の調和を考えますと、これだけ浮いちゃって、目立つのは目立つんですけども、例えばバックヤードといいますか、建物の後ろの世界はどういうふうにイメージをしているのかとか、その辺も詳しく表現をしていただければなということで、そういうふうに思いました。全体のイメージはやっぱりもう少し緑をとということ、通常ですと壁で囲ったり何なりとというのがありますが、体験農園等々も考えていることだし、その辺の、周辺とのバランス調整をきちんとしていただければなということでございます。

以上です。

遠藤議員 確かに今議員の話を聞いていると、それぞれ確かにいろんなご意見だなど。言ってみれば、これだけ、ある意味エポックメイキング的なもの、価値はあるのかなという感じはします。あと、ただ去年の3月の全員協議会での基本計画の配置図と見比べていたんですが、これがどの部分に来るのかなというのがよく分からなくて、執行部のほうでどう考えているのかなと思うのは、道の駅の全体の図面の中で、去年の全員協議会では南側半分は駐車場、北側半分をこういう施設なり広場、ドックラン、そういったことに、遊具を置いてというふうになっていたんですね。これって、恐らくこれ山側のほうが南で奥が北なんだと思うんですが、正直川はないですよ。ここらイメージなんです、川はないんで、もう少しこの配置が全体の基本計画の配置とどういうふうに関連するのかをちょっともう少し教えてください。

商工観光課長 基本計画時点での1棟型、分棟型というものがありますよということで基本計画のほうに載せさせていただいたかと思うんですけども、今も手元にございます。このイメージパースは、このときはあくまでも配置というものは決まっておられませんので、1棟型と分棟型がこういうふうを考えられますといった程度の提示したものとなっております。

遠藤議員 分かりました。本当にざっくりのイメージが、こういうふうにできればいいなということですよ。これからどういうふうにして配置図を落とし込んでいくかという、そういうことなんだろうと思いますが。渡邊議員、どうもありがとうございます。この分棟型の考え方は、僕が以前に申し上げたのは、いわゆる今年の夏みたいにめちゃくちゃ暑いときにお客さんを外に出さない、雨が降っていても外に出さない、回遊性を持たせるという意味で分棟型はあまりよくないんじゃないかと言ったんです。ただし、それがこういう分棟だけれども渡り廊下で、これはどうなんだろう、人を出不さないようにする渡り廊下なのかな、であれば分かるんですけども、そういうことでつくっているのかな。言ってみれば外にお客さんをあまり出不さないようにする、それがいわゆる全天候型のお客さんへの配慮なんだという意味でお話をしたつもりではありまして、それがそういうふうな、先生の考えと一致するかどうかは別ですが、僕の考えは一応そういうことではありました。

あと、いろんな、多分これって工夫していくと、仕掛けをしていくと、いけばいくほどそういう、例えば大きい広場とかドックランとかどんどん使いづらくはなるんだよね。だから、どこまで本来やりたいことがこのイメージ図の中で表現できるかはもう一工夫二工夫必要だろうなどは思っておりますが、そこら辺についてはいかがですか。

商工観光課長 先ほど来から、やはり副市長からもお話があったと思いますが、基本としてはやはり先生の構想というものを基本としていきながら、どのようにして使いやすい、回遊性を持たせて機能というものをどこに配置してというものをただいま第三セク

ターのほうで検討しておりますので、その辺はしっかり第三セクターのほうで今後も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

遠藤議員 分かりました。

このイメージパースについては以上ですが、あと、ちょっとせっかく先週、実は我々常任委員会で大洗町に行きまして、道の駅、一時凍結したところの話も聞いてきたので若干触れますけれども、三セクの運営の在り方についてちょっと議論もしてきました。いわゆる三セク、今検討委員会も何回かやっているということですが、三セクの今の運営の進め方、もしくは出資、持ち分の在り方、そこらのところの状況は今どうなっていますか。

商工観光課長 三セクの出資とかにつきましては本当に今後、議会の合意形成が図れてから、そういった時点で出資額であったり、第三セクターの設立に向けてというところの検討はそれからになります。

以上でございます。

遠藤議員 というか、三セクでやるということは決定したんですよね、前、方向では。

商工観光課長 第三セクターで運営するという事は基本構想、基本計画の中で決定してございます。

遠藤議員 前も、そのときに申し上げましたが、もう一度、再考してもらっていいんじゃないかなと思うんですがね。三セクのやり方が本当にいいかどうか。やっぱり大洗町で聞いてきたときも境町の道の駅の在り方についての言及もありまして、あれはまちづくり公社ですよ、いわゆる公が入っていないやり方、やっぱりどうしても公が入るとなかなか、本当に公務員の皆さんが入っていただいてやるという、もうけをいかに追及できるかということはどうしても甘い部分があるんじゃないかなという、これは一般論でありますけれども、三セクとなるといいようで、最終的にどこがけつ持つかの話になってくるとやっぱり厳しい部分が出てきたりあると思います。三セクの在り方自体がどうかなというのは前から疑問を呈しておりますが、そこらについて、いま一度お考えをお聞かせください。

商工観光課長 境町は第三セクターかと思えます、運営は。町もしっかり出資もしてございますし。当市に関しまして、第三セクターの運営の方法というもので検討してきた結果でございますけれども、まずは商工業者を代表とした商工会、あと金融機関、市、あとそこに、通常常陸太田市であったり常陸大宮市であったり近隣の市町村の第三セクターというところはそういったメンバーで構成されているところを、当市としましては初めから民間というところのノウハウを入れたいということで民間事業者にも入っていただいた第三セクター設立検討準備委員会を立ち上げてございますので、今お話があったように、公共が入ってしまっはというところが、公共だけでやってはというところがある

かもしれませんが、そこにはやはり当市としましては民間も入れた第三セクターの設立を目指して検討委員会にも入っていただいているところがございますので、その点につきましては今後も第三セクターのほうで進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

遠藤議員 決定でありましょうから、分かりづらいけれども、まちづくり公社という株式会社がやっているんですよ、あれ。株式会社がやっているということになっております。いづれにしても、いろいろと検討は進んでいるのかもしれないんですけども、随時、そういったいろんな検討段階含めてまたご報告いただければと思いますし、我々も常任委員会で道の駅に関しては調査事項にしておりますから、我々も我々で調査を進めていきたいと思っています。

以上です。

寺門勲議員 今日の全員協議会に合わせたかのように今朝茨城新聞のほうに藤森先生の特集記事が出ておまして、現在木造建築の建物が少しずつ失われているというそういった記事があって、藤森先生、これからも木造建築、守っていく役割を担わなくちゃいけないというような内容の記事が出ておりました。そういった中で、今回イメージパスが出てきて、私も以前建設会社に勤めておまして、このデザインを見るとなかなかちょっと業者泣かせというか、ちょっと施工にはかなり苦勞するようなイメージを持ちました。そういった中で、現在の、先日常陸太田市の体育館なんかも建築が不調となっている状況の中で、今後もぜひ建築業者の立場も考えた上での、進めるに当たってその辺もご配慮いただければと思いますが、いかがでしょうか。

商工観光課長 ご意見ありがとうございます。その点につきましても、先生のイメージを崩さないように考慮してやっていきたいと思っています。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

君嶋議員 いろいろと説明ありがとうございます。藤森先生の今回上げていただいた建築イメージパスなんですけれども、やはり何度か話が出ていると思いますけれども、市民の声としては子育て施設とか防災施設、拠点もお願いしたいという声もあるんで、今回このイメージ的にはすばらしいイメージの建物かなと思うんですけども、やはりそこにもどのように市民の要望を加えていくか、今後ちょっとその辺について課題だと思うんです。その辺はきちんと先生と相談しながらというか、進めていただければと思います。

特に、今寺門議員も言ったように、今日は茨城新聞で紹介されましたけれども、先日は民放のテレビでラコリーナ近江八幡のお店の様子、そして中でどういう販売をしているか、どういう客を集客しているか、そういうものを特集でやっていたんですけども、やはりそこではきちんとしたオリジナルの商品化を考えながら販売している。もともと和菓子屋ですけども、今は時代に合った洋菓子等を製作しながら、お客さんに合う商

品を作って販売している。ですから、今後道の駅をつくる時にこの那珂市でも何を売るか、きちんとした品物、資源、そして集客できるものをきちんと、第三セクターの中で販売計画もするでしょうけれども、その辺は慎重にいろいろ検討していただければと私は思います。その辺を意見として述べさせていただきます。

以上です。

議長 よろしいですか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は退出をお願いいたします。お疲れさまでした。

休憩（午前11時50分）

再開（午前11時51分）

議長 再開いたします。

続きまして、広報編集委員会、榊原委員長より報告をお願いいたします。

榊原議員 広報編集委員会より議会だよりの請願・陳情の掲載内容についてご報告いたします。

委員会としまして、提出者の内容をどのように掲載していくか再度協議した結果、今後、提出者全員に意思確認書を提出いただき、掲載希望の有無を確認し、提出者の意思を尊重した上での対応といたします。今回決定したのはあくまでも広報編集委員会の議会だより掲載部分で、請願・陳情の提出方法やほかの情報発信媒体も変更するものではございません。

以上、ご報告いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。確認したいことございますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたしました。よろしくをお願いいたします。

続きまして、その他になります。

事務局より説明があります。

次長補佐 第3回定例会におきまして議会費として補正予算のほうを提出させていただきます。

内容ですが、まず職員人件費33万4,000円を増額します。理由としましては、職員1名の給与昇給によるものです。

続きまして、議会運営費、こちらのほうで旅費、需用費、使用料及び賃借料で50万8,000円を増額いたします。理由としましては、平成31年を最後にコロナ禍等のため横手市議会の訪問を見合わせていましたが、訪問のほう再開する予定になりましたので増額のほうをしております。

続きまして、令和5年度議会費の決算になります。

まず、1ページ目、議員人件費、決算額1億4,035万1,828円。こちらにつきましては、

議員報酬、期末手当、議員共済費の負担金となっております。

続きまして、2ページ目になります。

議会運営費、決算額1,096万1,361円。こちらは、議会運営のための事務費となっております。主なものとしましては委託料が定例会の会議録の作成、映像配信に関する委託料などになります。使用料及び賃借料としましては、ソフトの使用料としましてサイドボックス、ラインワークス等の利用料となっております。負担金及び交付金につきましては、国、関東、県の市議会議長会の負担金及び政務活動費となっております。

次のページになります。

議員研修費、決算額150万5,608円。こちら、議員勉強会等の費用となっております。

最後になりますが、議会広報事業128万9,974円。こちらは、年4回発行している議会だよりの印刷製本費等になります。

決算の内容としては以上になります。

議長 説明が終わりました。

この件に関して、何か確認したいことございますか。

(なし)

議長 なければ、この件について、以上といたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉会（午前11時55分）

令和6年11月26日

那珂市議会 議長 木野 広宣